

西宮市保育体制強化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、西宮市の保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図るため、保育体制強化事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「補助対象施設等」とは、西宮市内に所在し、かつ、次の各号に定めるものとする。ただし、国または地方公共団体が設置した施設を除く。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号、以下「法」とする。)第39条第1項に定める保育所(同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。)
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園
- (3) 西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例(平成30年西宮市条例第43号)第3条に定める幼稚園型認定こども園
- (4) 法第6条の3第9項に定める家庭的保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 法第6条の3第10項に定める小規模保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (6) 法第6条の3第12項に定める事業所内保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

2 「保育支援者等」とは、次条第1項各号に定める事業を実施するために、補助対象施設等において配置された者とする。

(事業の内容)

第3条 補助対象施設等が、次に定める事業を実施したとき、その事業に要する費用(以下「補助対象経費」)のうち別表第3欄に定める経費の全部または一部を補助する。

- (1) 西宮市保育体制強化事業実施要領(以下「要領」とする)に定める保育支援者の配置
- (2) 要領に定める散歩等の児童の園外活動時の見守り
- (3) 要領に定めるスポット支援員の配置

2 前項の規定に関わらず、前条第1項第3号から第6号に定める補助対象施設等については、前項第1号及び第3号に定める事業を実施することはできない。

(補助金額)

第4条 市長は、別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に

定める補助対象経費の実支出額（１、０００円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）を比較して少ないほうの額を補助する。

（交付申請）

第５条 西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和５７年西宮市規則第８１号。以下「補助金規則」という。）第７条第４号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次の各号に定めるものとする。

（１）実施計画書

（２）保育支援者等の雇用契約書の写し

（３）前２号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 前項の規定に関わらず、第３条第１項第１号に定める事業を実施しない補助対象施設等においては、前項第１号の書類を省略することができる。

（実績報告）

第６条 補助金規則第１４条第２号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次の各号に定めるものとする。

（１）保育支援者等にかかる給与明細書または賃金台帳の写し

（２）前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（補則）

第７条 補助金の交付等に関し、この要綱に定めのない事項については、補助金規則に定めるところによる。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年１１月１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和３年１月２２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和３年１２月６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和４年５月１１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条及び第4条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
保育支援者の配置	月額100,000円	保育体制強化事業を実施するために必要な次に定める経費
園児の園外活動の見守り等	月額 45,000円	報酬 給料 職員手当等 賃金
スポット支援員の配置	月額 45,000円	報償費 旅費 委託料